

令和3年春の農作業安全確認運動について （情報提供）

農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課
課長

筒浦 良昌氏

農作業事故死亡者数の割合は全産業の13倍

全国の「令和3年春の農作業安全確認運動推進会議」で説明されたポイントについて紹介します。

全国の農作業事故死亡者数は、10年前の平成21年までは年間400人前後で推移し、21年から30年までは減少傾向になっていました。しかし、令和元年の死亡者数は281人と前年に比べ7人増えていきます。死亡者数の年齢別割合は65歳以上が88%と高く、10年前の平成21年の割合は79%であったことから、年々増加傾向にあり、元年は調査開始

以降最大となっています。就業人口10万人当たりの死亡者数は、元年が16.7人と高く、

これも調査開始以降、高い水準（平成29年と同率）になっています。また、他の産業と比較すると、農業は建設業の3倍、全産業の13倍となっており、その差は年々拡大傾向にあります。

なお、65歳以上の死亡事故の確率が高いのですが、農作業事故は年齢だけの問題ではないと考えています。

全国の交通事故の発生状況を見ると、わが国の社会全体が高齢化している中で、交通事故死亡者数は、近年、大幅な減少を実現しています。ま

た、人口10万人当たりの高齢者（65歳以上）の死亡者数の推移は、22年の8・58人から令和2年の4・45人と減少しています。

安全フレームの装備、シートベルト・ヘルメットの着用を

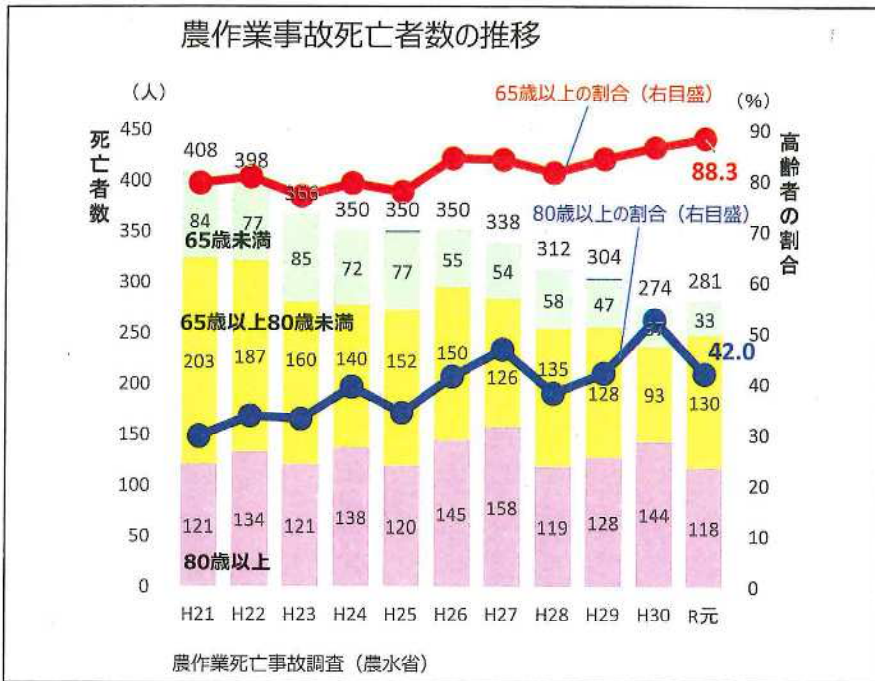
農作業死亡事故の要因は、元年の死亡者の総数（281人）のうち、農業機械作業による事故が184人で全体の65・5%を占めており、農業機械作業の安全対策の強化が急務となっています。その内訳は、乗用型トラクターによる事故が28・5%（80人）と最多になっています。乗用型トラクターによる死亡事故の

要因は、機械の転落・転倒が約70%を占めています。機械施設以外の作業による事故では、熱中症が29人であり、調査開始以降2番目に多い水準になっています。近年、気温が上昇している中で、熱中症への対策の強化が必要になっています。

北海道における農作業事故による死亡者数は19人であり、うち農業機械作業によるものが17人と90%を占め、府県と比べて農業機械作業による死亡が高い割合となっています。

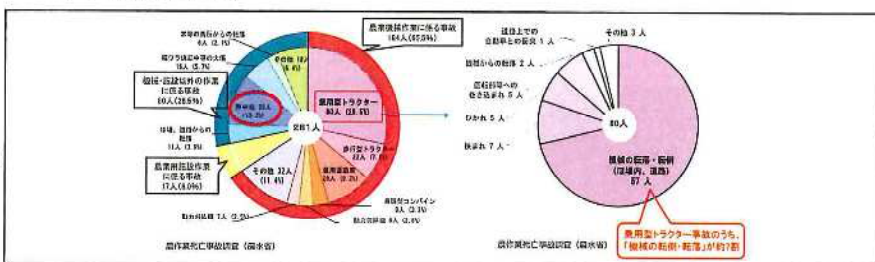
農林水産省の政策目標は、農業機械作業による死亡事故を平成29年の211人から5

図1 農作業事故死亡者数の推移



出典：農林水産省Webサイト(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html)

図2 要因別の死亡事故発生状況 (令和元年 左) と乗用型トラクター事故による死亡の要因 (令和元年 右)



出典：農林水産省Webサイト(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html)

年後の令和4年には105人に半減させることとしており、農作業安全対策を集中的に行うこととしています。この目標を北海道に当てはめると、農業機械作業による死者数16人を8人に半減させることとなります。農業従事者がお亡くなりになる人数を減

らすためにも、農作業安全運動のさらなる取組みが求められます。2年の農作業安全の取組みでは、安全フレームなどの追加装備、シートベルト・ヘルメットの着用徹底の呼び掛けなどを行ってきました。農業機械メーカーでは安全フレ

ームの追加装備や、安全フレームを装備していないトラクターの下取りなどに取り組みをいただきました。また、農林水産省では農作業機械安全性向上対策強化委託事業により、安全フレームの無装備トラクターの利用状況の調査を

しています。農研機構農業技術革新工学研究センターでは事故情報などを基に、地域の指導者などが農業者とコミュニケーションを図りながら、リスクに

YouTube公開
高年齢者事故を減らすために
2年から都道府県、農業機械メーカーからのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組みを強化することとし、これまでの随時報告を、毎月の報告に変更しました。昨年の報告件数は3年1月現在で326件となり、前年に比べて倍増しています。この情報は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下、農研機構)農業技術革新工学研究センターで分析され、MAFFアプリなど複数の媒体を活用して、毎月、現場への注意喚起に活用しています。

※1 MAFFアプリ：農林水産省から農業に携わる方々に役立つ情報を届けるスマホ用アプリ

合った対策を自ら選択していただくことで、現実的な対応を行うことができる指導ツールを作成しました。昨年5月から同センターのホームページで公開し、普及に努めています。例えば、「農家が使用している機械ごとにヒヤリハット体験」のアンケートを実施し、その結果を踏まえて「取り組める対策リスト」を作成し、農業者の方々がコミュニケーションを重ね、農業者が自ら選定したリストを「私たちの安全宣言」として作業場に掲示してもらっています。

(一社)日本農業機械化協会の取り組みですが、高齢者事故が多発していることを踏まえ、農林水産省の補助事業を

令和3年の農作業安全確認運動のテーマは昨年と同じく、「見直そう！農業機械作業の安全対策」として、引き続き農業機械のシートベルト・ヘルメットの着用の徹底、作業機を付けた状態で公道を走行する際の灯火器類の設置について集中的に働き掛けることとしています。死亡事故などに関わるデータを、分かりやすいパンフレットにして、現場への周知を予定しています。

農業者が自ら安全対策を講じるためには、農作業事故を「自分ごと」と捉える意識改革が重要です。こうした意識改革を促すため、全国の農業者が安全研修を受けられる体

図3 ポスター、ステッカーの作成・配布



出典：農林水産省Webサイト
(https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html)

令和3年農作業安全確認運動の方針

活用して映像指導ツールを作成し、昨年6月からYouTubeで公開しています。研修会などで農業者が映像を見ながら、指導者が模範的な点、危険な点を解説することができます。

図4 (一社)日本農業機械化協会が作成した指導ツール。画像は令和2年6月よりYouTubeで公開されている



出典：農林水産省Webサイト(https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html)

※2 MAFFアプリに「熱中症警戒アラート」の通知機能を追加しました。https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/210520.html

制の構築に向けて、農作業安全指導員の育成を図ることとされています。3年度予算において、各道県50人規模の農作業安全指導員を育成していきます。この農作業安全指導員は、JAの営農指導員や農業機械メーカーの農業機械士、普及指導員などを想定しています。

近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発しています。熱中症リスクのある地域に注意喚起を行うことができ、MAFFアプリを活用した熱中症警戒アラート（本年5月に運用開始）の利用の促進を図ることとしています。ダウンロードは無料なので、スマートフォンなどにダウンロードをしていただければと思います。

農林水産省では2年度に有識者会議でのご議論を経て、安全のために日々留意すべき事項と実行すべき事項を整理した、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を作成しました。農業者や農業者団体の現場における具体的な作業安全行動を喚起するため、この規範やGAPの周知・実践を働き掛けることとされています。規範の参考例を図5に示していますので、参考にしてください。

**農業機械作業事故
死亡者数を半減させる**

最後に北海道農政事務所からのお願いです。農林水産省は農業機械作業の事故死亡者数を平成29年と比べて、5年後の令和4年には半減させるという高い目標を掲げています。農作業安全運動推進本部を中心に、行政、農業団体、農研機構、農業機械メーカーなどが一体となって運動を展開していますが、北海道の死亡事故が減少していないのが現状です。農業者数が減少しているにもかかわらず、若干増加しているように見受けられます。

農作業事故を減少させるためには、農業者一人一人に全産業の中で危険な仕事をしていることの自覚と、農作業安全への意識を持っていただく

図5 農林水産業・食品産業の作業安全のための模範（農業者向け・解説書）の例

<p>個別規範の例</p> <p>1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。</p> <p>解説書における解説</p> <p>【取組の必要性等】 機械や刃物等の不具合が発生すると、事故につながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが必要です。</p> <p>【具体的な取組内容等】 機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装置を含めていわゆる始業点検を行い、異常がある場合には、調整又は修理をする等の必要な措置を行いましう。法令上義務となっている事項がある場合は、確実に実施しましう。 刃物については、使用しないときにはカバーをし、柄から刃物が抜けないう、がたつきを点検しましう。 また、機械の掃除や修理を行う場合には、原則機械を停止させましう。</p> <p>(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合) 事業者は、フォークリフト等について、定期的に自主検査を有資格者により行い、その結果を記録することが義務付けられています(労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生法施行令第15条第2項に基づく特定自主検査)。 また、事業者は、これらについて、その日の作業を開始する前に制動装置等の点検を行うことが義務付けられています(労働安全衛生規則第151条の25等)。 さらに、事業者は、機械(刃物を除く)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合や、機械の刃物の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、原則として機械の運転を停止することが義務付けられています(労働安全衛生規則第107条第108条)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取組の必要性、具体的な取組内容を記載。 その他、注意すべき点を例示。(この場合、清掃・修理時の機械停止等) 取組の参考として、労働者を使用する事業者の場合に適用される法令上の主な義務等について記載。
--	---

ことが重要であると考えています。農作業事故が減少するよう、ご家族も巻き込んだ周知活動、農機具展示場などのさまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。(編集部/竹津 明)

出典：農林水産省Webサイト(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html)